

めぐみの杜居宅介護支援事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人心和会（以下、「事業者」という。）が開設するめぐみの杜居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下、「要支援者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様援助を行う。

3 事業の実地に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 めぐみの杜
- (2) 所在地 茨城県取手市稲 29-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員 1人以上（うち1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日

ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の提供方法、内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用料の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を实地）
- (2) 使用する課題分析の種類 居宅介護サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催の場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 月1回

(通常の事業の实地地域)

第7条 通常の事業の实地地域は、取手市、守谷市、つくばみらい市とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は自ら提供した指定居宅介護支援又は、自らが居宅サービスに位置付けた居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない

(個人情報の保護)

第10条

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、適宜虐待を防止するための研修を従業者に実施し、利用者及びその家族等からの苦情処理体制を行うとともに、虐待防止のための必要な措置を行うものとする。

(暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

第12条 事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早めの業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業所計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を（テレビ電話等をお活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、介護支援専門員の質的向上をはかるため、**虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等**に対して研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内

② 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。